

ハラスメント防止宣言

～健全で快適なキャンパス環境を作るために～

宇都宮大学は、全ての大学構成員一人ひとりの人権が尊重され、お互いの信頼のもとに教育研究、学業及び業務に専念できる環境を整える責務があります。

○ハラスメントは、被害者に対して、深刻な身体的及び精神的被害を与える行為です。

○ハラスメントは、被害者の教育研究、学業及び業務に対する意欲を削ぎ、学内の志気をも低下させます。

○ハラスメントは、大学の秩序を乱し、教育研究、学業及び業務の遂行のための環境を著しく阻害します。

このため、大学構成員一人ひとりが、ハラスメントに関する問題の被害者や加害者を出さないように、周囲に対する気配りをし、大学の同僚として注意するなど、必要な行動をとるようにしましょう。

本学は、ハラスメントとみなされる行為については厳正な態度で臨み、これを排除し、学生の修学及び職員の就労にふさわしい環境の確保に積極的に取り組むことをここに宣言します。

平成22年8月6日

宇 都 宮 大 学 長
進 村 武 男